

消費生活 相談 Q&A

住宅の リフォーム契約



Q 突然、業者が家に来て「お宅の屋根瓦がずれている。3,000円で修理ができる」と言われたので頼みました。作業が始まると「瓦がヒビ割れて屋根の下が濡れているので直したほうがよい」と言われ45万円、翌日には壁のヒビを指摘され65万円で修理を頼みました。瓦のずれを直すだけのつもりが、言われるままに110万円の契約をしてしまいました。

その後、屋根瓦の張り替えまで勧められ、次々続く勧誘と支払いが不安になり、最初の契約をしてから5日後に「止めることはできないか」と申し出たら30万円の違約金を請求されました。違約金を払わなければ止めることはできませんか。

A この事例は訪問販売での契約で、すべての契約書面を受け取った日を含めて8日以内でしたのでクーリング・オフができます。期間内に業者宛に「クレジット契約の場合は信販会社にも」契約解除する旨を記したハガキを出すことで、たとえ工事は進んでいても契約者に金銭的な負担は一切無く、無条件で契約の解除ができます。ハガキは必ず両面コピーをした後に『配達記録郵便』で出してください。住宅のリフォーム工事などではトラブルが社会問題化したことから、工事の前に相談できる機関が設置されています。知らない業者から言われるままに契約することはトラブルになりかねません。契約する前に下記の機関にご相談ください。

相談機関 = 住まい情報プラザ 千葉県 ☎ 043-223-3266

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

市長室から お答えします

公共施設にアスベストは 使われていない？

Q 最近、テレビのニュースなどで学校の教室にアスベストが使用されているという報道を見ます。アスベスト(石綿)には発がん性があり、それを吸い込むとがんになるといいます。

市内の小中学校の校舎やそのほかの公共施設には、アスベストは使われていないのですか。ぜひ教えてください。

A 市では昭和62年に市内の公共施設、とくに小中学校を中心にアスベストの使用状況について調査を行い、使用されている部分については除去作業を行った経緯があります。

しかしながら、昨今、アスベストによる健康被害について、頻繁に報道されており市民のみなさまにおかれましてもたいへん心配されていることと思われます。

そこで、現在、再度市内の公共施設について、アスベストの使用状況の調査を実施しております。なお、事前調査の結果、使用が確認された中央公民館につきましては8月29日より除去工事を行っています。公共施設以外の建物については、その建物の所有者あるいは管理者へご確認いただきますようお願いいたします。

くわしくは市民支援課(☎20-1507)までお問い合わせください。

消防・防災・防犯

暮らしの安全 知っ得情報

簡易消火具の管理



最近、ホースのないエアゾール(スプレー)式の簡易消火具が数多く開発され、天ぷら油などの初期火災の消火に有効とされています。

しかし、このエアゾール式簡易消火具の一部に製造工程上の不具合が原因で、設置場所や保管環境によっては、缶内面において腐食が起こり、液漏れや亀裂・破裂が起こる可能性のあることが判明しました。今後、類似の事例が発生することも予測されますので、次のことに注意し、事故の再発および被害発生防止に努めてください。

1、設置場所

消火具に表示されている使用温度範囲を超える場所に設置しないこと。とくに台所・車内などで温度が40度を超

えるような場所は危険です。

2、品質保証期間

消火具に表示されている品質保証期間を確認し、当該期間を経過している場合は速やかに製造事業者が指定する方法により廃棄しましょう。廃棄方法が不明確な場合は、製造事業者に確認してください。

今回、不具合が確認されたエアゾール式簡易消火具は、ヤマトプロテック(株)製「ヤマトボーイKT」、鑑定番号:鑑消第13~4号、製造年月:平成13年12月(品質保証期間:平成17年3月)です。

くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

こんなときはどうなるの

市の保険年金課には、国民年金について皆さんからさまざまな質問や問い合わせが寄せられます。今回は、それらの中で特に多かったものについて紹介します。

Q1 私は現在勤めている会社を辞め、2カ月後に新しい会社に勤めることが決まっています。年金はどちらの会社でも厚生年金に加入となりますが、その間の2カ月間は国民年金に加入しなければならないのでしょうか？

また、国民年金保険料を2カ月分だけ納めても掛け捨てにはなりませんか？



A1 たとえ2カ月間であっても、国民年金に加入しなければなりません。また、保険料を納めた期間は将来もらえる年金のうち、老齢基礎年金の年金額の計算に算入されますので掛け捨てになることはありません。

会社を退職した際には、退職日のわかるものや年金手帳などをお持ちになり市役所保険年金課の窓口で加入手続きをしてください。

もし、扶養している配偶者がいる場合には、その配偶者の方も一緒に手続きをして国民年金保険料を納めていただくことになります。

Q2 私は20歳から45歳までの25年間、国民年金の保険料を納めましたので、やめたいのですが。

A2 国民年金は25年間納めたからといってやめることはできません。25年というのは、老齢基礎年金を受けるための最低限の期間であり、そこでやめてよいということではありません。

国民年金は職業に関係なく20歳から60歳になるまでの働く世代全員が保険料を納め、そのときのお年寄り

の年金を支えていく仕組みです。60歳になるまでは国民年金に必ず加入し、保険料を納めることは国民の大切な義務となっています。

また、25年間納付の場合と40年間納付の場合では、以下のように大きな差が生じてしまいます。勤労収入のなくなったときのあなた自身のためにも、40年間完納を目指してください。

○25年間納付の場合

$$794,500円 \times (25年 \times 12カ月) \div (40年 \times 12カ月) = 496,600円$$

○40年間納付の場合

$$794,500円 \times (40年 \times 12カ月) \div (40年 \times 12カ月) = 794,500円$$

(注意) この例は、平成17年度の年金額での計算です。

Q3 私は最近結婚をして、厚生年金に加入している夫の扶養になりました。今まで国民年金を納めていましたが、何か届け出は必要でしょうか？

A3 国民年金の第3号被保険者になる届け出が必要です。この届け出は配偶者の勤務先を通じて、健康保険の扶養の届け出と一緒にすることになっています。

厚生年金(会社員)や共済組合(公務員)に加入している配偶者に扶養されるようになったときは、国民年金の第3号被保険者に該当しますので届け出が必要です。第3号被保険者になると国民年金保険料を個人で納める必要がなくなります。

なお、一度手続きをしたあとも、配偶者が転職する際に厚生年金の加入期間に1日でも空白が生じるケースや、本人が短期間だけ勤めたあとに退職し、再び配偶者の扶養になるケースではその都度手続きが必要です。注意しましょう。

